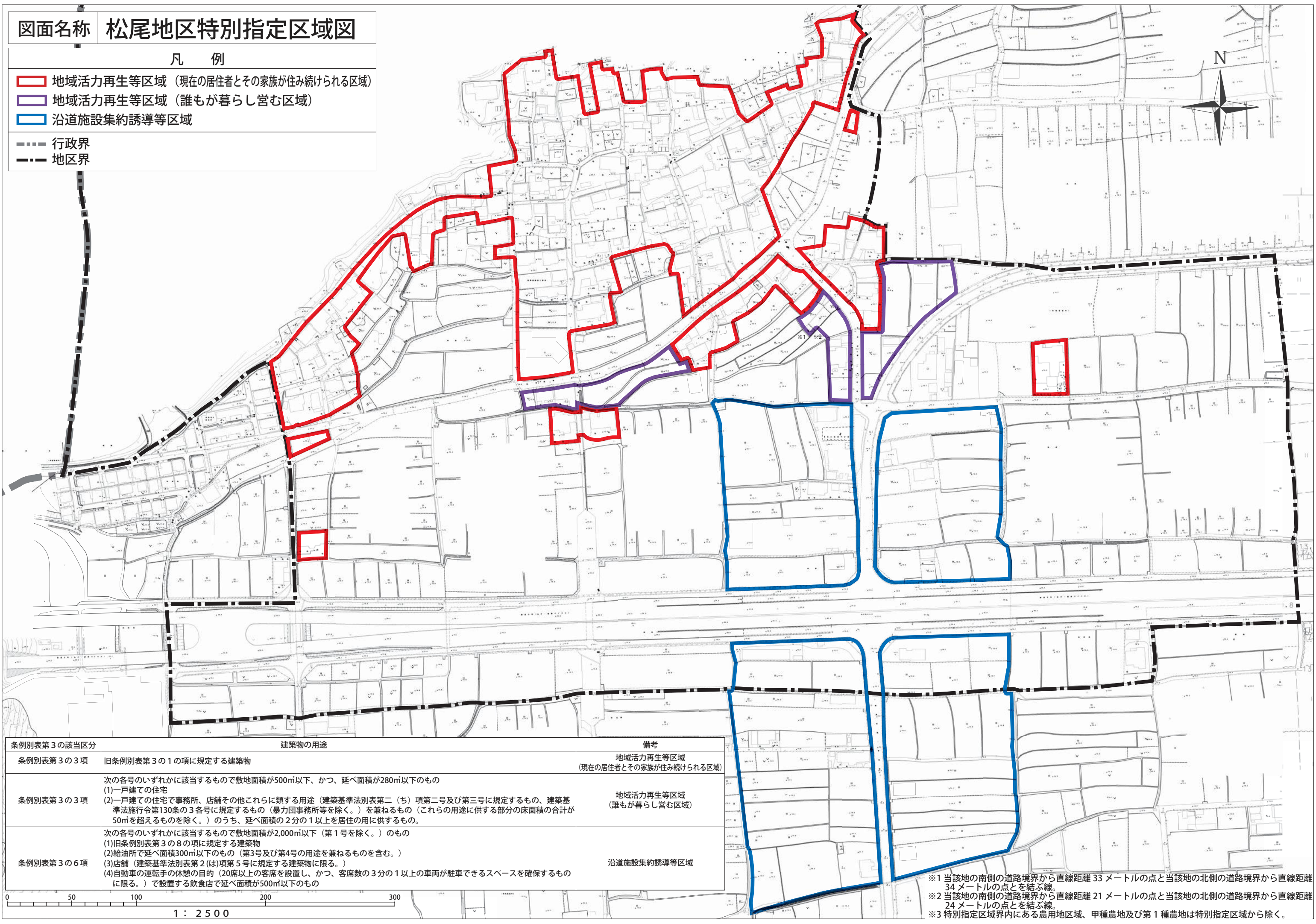


図面名称 松尾地区特別指定区域図

凡 例

- 地域活力再生等区域（現在の居住者とその家族が住み続けられる区域）
- 地域活力再生等区域（誰もが暮らし営む区域）
- 沿道施設集約誘導等区域
- 行政界
- 地区界



条例別表第 3 の該当区分	建築物の用途	備考
条例別表第 3 の 3 項	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	地域活力再生等区域 (現在の居住者とその家族が住み続けられる区域)
条例別表第 3 の 3 項	次の各号のいずれかに該当するもので敷地面積が500㎡以下、かつ、延べ面積が280㎡以下のもの (1)一戸建ての住宅 (2)一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途（建築基準法別表第二（ち）項第二号及び第三号に規定するもの、建築基準法施行令第130条の3各号に規定するもの（暴力団事務所等を除く。）を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。）のうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの。	地域活力再生等区域 (誰もが暮らし営む区域)
条例別表第 3 の 6 項	次の各号のいずれかに該当するもので敷地面積が2,000㎡以下（第1号を除く。）のもの (1)旧条例別表第 3 の 8 の項に規定する建築物 (2)給油所で延べ面積300㎡以下のもの（第3号及び第4号の用途を兼ねるものを含む。） (3)店舗（建築基準法別表第 2 (は)項第 5 号に規定する建築物に限る。） (4)自動車の運転手の休憩の目的（20席以上の客席を設置し、かつ、客席数の3分の1以上の車両が駐車できるスペースを確保するものに限る。）で設置する飲食店で延べ面積が500㎡以下のもの	沿道施設集約誘導等区域

※1 当該地の南側の道路境界から直線距離 33 メートルの点と当該地の北側の道路境界から直線距離 34 メートルの点とを結ぶ線。
※2 当該地の南側の道路境界から直線距離 21 メートルの点と当該地の北側の道路境界から直線距離 24 メートルの点とを結ぶ線。
※3 特別指定区域界内にある農用地区域、甲種農地及び第 1 種農地は特別指定区域から除く。